町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)12月11日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町田市長等の給与に関する条例(昭和33年4月町田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第4条 略	第4条 略
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前
項後段に規定する者にあっては、退職し、失	項後段に規定する者にあっては、退職し、失
職し、又は死亡した日(次条第2項において	職し、又は死亡した日(次条第2項において
「退職の日」という。)現在)において市長	「退職の日」という。)現在)において市長
等が受けるべき給料月額及び給料月額に10	等が受けるべき給料月額及び給料月額に10
0分の20を乗じて得た額の合計額に、3月	0分の20を乗じて得た額の合計額に、3月
に支給する場合においては100分の30、	に支給する場合においては100分の30、
6月及び12月に支給する場合においては <u>1</u>	6月及び12月に支給する場合においては <u>1</u>
<u>00分の217.5</u> を乗じて得た額に、町田	<u>00分の215</u> を乗じて得た額に、町田市一
市一般職の職員の給与に関する条例(昭和3	般職の職員の給与に関する条例(昭和33年
3年2月町田市条例第11号)の適用を受け	2月町田市条例第11号)の適用を受ける職
る職員の例による在職期間の区分に応じて定	員の例による在職期間の区分に応じて定める
める割合を乗じて得た額とする。	割合を乗じて得た額とする。

第2条 町田市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

- 第4条 市長等の期末手当は、6月1日及び1 2月1日(以下この条においてこれらの日を 「基準日」という。)にそれぞれ在職する者 に対して支給する。これらの基準日前1月以 内に退職し、失職し、又は死亡した市長等(当 該基準日において前段の規定の適用を受ける 者を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、退職し、失 職し、又は死亡した日(次条第2項において 「退職の日」という。)現在)において市長 等が受けるべき給料月額及び給料月額に10
- 第4条 市長等の期末手当は、3月1日、6月 1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ 在職する者に対して支給する。これらの基準 日前1月以内に退職し、失職し、又は死亡し た市長等(当該基準日において前段の規定の 適用を受ける者を除く。)についても、同様
 - 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前 項後段に規定する者にあっては、退職し、失 職し、又は死亡した日(次条第2項において 「退職の日」という。)現在)において市長 等が受けるべき給料月額及び給料月額に10

とする。

0分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100</u> 分の232.5を乗じて得た額に、町田市一 般職の職員の給与に関する条例(昭和33年 2月町田市条例第11号)の適用を受ける職 員の例による在職期間の区分に応じて定める 割合を乗じて得た額とする。 0分の20を乗じて得た額の合計額に、3月 <u>に支給する場合においては100分の30</u>、 6月及び12月に支給する場合においては1 <u>00分の217.5</u>を乗じて得た額に、町田 市一般職の職員の給与に関する条例(昭和3 3年2月町田市条例第11号)の適用を受け る職員の例による在職期間の区分に応じて定 める割合を乗じて得た額とする。

附則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月 1日から施行する。

(特例措置)

2 令和2年3月1日を基準日とする期末手当に係る第1条の規定による改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の30」とあるのは、「100分の35」とする。